

## (その 112) 繋ぐことができた家族の輪 (2015.1)

11月中旬大島上町に住むKさん家族3人が「これまで20年以上義弟の家に親の介護で同居させていただいていたが、2年前親が亡くなり兄弟仲が悪くなり家を出てゆかなければならなくなりました。しかしアパートに転居するにも転居費用がなくて困っている。生活保護を受けられないでしょうか」と相談に見えました。

詳しい話を伺うと、Kさんは膝の具合が悪くてフルタイムで働けないため、デイ・サービスの送迎バス運転手パートと年金を併せても月13万円余りにしかならず、妻と長男は病気で働けない状況だという事でした。

福祉事務所へ同行し生活保護受給の相談に行きましたが、「義弟と同居している限り受給対象になりません、アパートを借りて世帯分離が必要」と言われました。

世帯分離するための転居費用もなく困っていたところ「ルフロンの8階にある社会福祉協議会の生活福祉資金の相談に行ってみたら」と教えられ同行して相談しました。

働いている人で転居資金不足という理由なら最高50万円まで借りられて、返済は6ヶ月据え置きの3年間返済の条件でという事でした。

「おかげさまで転居費用も借りることができ返済のめども立ちました。アパートの契約もでき28日に引越しのお手伝いまでしていただき又、仕事も紹介してもらい、生活保護を受けなくても何とかかなりそうです。

相談センターのおかげで親子3人年を越せそうです。」と報告に見えられました。